

令和7年度年末年始の交通事故防止運動の推進について

1 最近の交通事故情勢

令和7年1月から10月末における交通事故の発生状況については、人身事故件数2,146件（前年同期比+139件）、死者数18人（前年同期比+3人）、負傷者数2,616人（前年同期比+192人）です。

死者数18人のうち10人が高齢者で6割弱を占めています。また、状態別の死者数では、歩行者が7人、うち5人が高齢者であり、高齢者を始めとする歩行者の保護が急務となっています。また、依然として飲酒運転が関係する交通事故や交通死亡事故が発生しており、飲酒運転の根絶を図る必要があります。

2 運動期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月5日（月）

3 スローガン

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～

4 運動の重点

- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と正しい横断
- 飲酒運転の根絶
- 薄暮時と夜間の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

5 推進要領

運動の推進に当たっては、運動の趣旨、重点についてあらゆる広報媒体を活用して広く住民に周知し、住民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ地域の交通事故実態及び住民や交通事故被害者等のニーズを踏まえた実施に努めてください。

（1） こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と正しい横断

こどもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、こどもや高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図ってください。

関係機関・団体等と連携し、様々な媒体を活用した交通安全教育による交通ルールの理解向上を図ってください。交通安全指導や保護・誘導活動にあっては、実施地域の交通事故多発時間帯や交差点等の交通実態に即して、幼児・児童や高齢の歩行者・自転車利用者・電動車いす利用者等に応じた安全な通行を確保してください。

こどもに対する交通安全教育として、保護者を対象とした取り組みを促進することで家庭におけるこどもへの交通安全意識の向上を図る、高齢者に対する交通安全教育として、読みやすく分かり易い内容の高齢者向け広報啓発資料の作成と効果的な活用に努めるなど、対象に合わせたきめ細かな指導に配慮してください。

また、自動車や二輪車運転者に対しては、横断歩道においては歩行者を優先し、横断歩道を横断中または横断しようとしている歩行者がいる場合や、横断歩道の手

前で止まっている車の側を通過する場合は必ず一時停止する等の交通ルールの周知
・遵守徹底を推進してください。

(2) 飲酒運転の根絶

運転者を始め広く住民に対して、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴え、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進してください。

飲食店等に対しては、運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進、また、事業者へは安全運転管理者によるアルコール検知の徹底を図るなど、飲酒運転根絶に向けた取組について協力を要請してください。

(3) 薄暮時と夜間の交通事故防止

歩行者に対しては、明るく目立つ色の服装の着用や反射材の活用の効果について、自転車利用者に対しては、自転車前照灯の点灯を始めとする自転車交通ルールの遵守とマナーの実践、自動車運転者に対しては、前照灯の早め点灯やハイビームの活用、速度抑制等について、啓発してください。

反射材用品等着用の推進に当たっては、家庭や地域の全員着用を目標に一人ひとりが反射材用品等の効果について納得してもらい、自ら進んで反射材用品等を着用するよう広報啓発活動を展開してください。

(4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席において、シートベルトの着用義務の周知徹底を図るとともに、正しい使用方法の周知徹底を図るための広報・啓発活動を展開してください。

タクシーや観光バスなどの旅客業者に対しては、乗車時の着用義務の周知徹底を図るため、シートベルトの効果に着目した啓発活動を展開してください。

チャイルドシートの使用推進に当たっては、幼児と保護者が一緒に学ぶことのできる機会を設けるなどして、保護者等に対する使用の必要性と効果を理解させることによる使用率の向上及び正しい取付方法について指導の徹底を図ってください。

(5) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車利用者に対しては、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進により着用に向けた広報啓発の推進を図ってください。また、「自転車安全利用五則」をあらゆる機会をとらえて周知するとともに令和6年1月1日に改正された道路交通法等の自転車の交通ルールの遵守徹底を推進してください。

幼児の保護者に対しては、幼児を自転車の座席に乗せる際のルール、安全な幼児同乗用自転車の選び方についての周知を図ってください。

加えて、当県では条例により自転車保険への加入も義務づけられており、自転車事故を起こした場合は多額の損害賠償が発生する可能性があること等を周知し、自転車保険への加入促進を図ってください。

6 効果評価の実施

運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めてください。